



トピックス 契約ってなあに? P2

発行 / 富山県生活文化課・富山県消費生活センター

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/1711.htm>

## くらしの 相談窓口から

## インターネット上での 有料情報料の請求



相  
談

パソコン上でネットサーフィンをしていたら、興味のあるサイトが見つかったのでアクセスした。利用規約の横の「入り口」をクリックした途端に登録となり、38,000円の

登録料の請求を受けた。「4日以内に払わないと、プロバイダーから個人情報を得て勤務先に請求する」「延滞金も1日1,000円かかる」等強迫的な内容だ。登録するつもりはなく、取消の画面を探したがなかった。どうしたらよいか。

回

答

利用規約を読まなかった相談者に落ち度はあるものの、この場合、相談者には契約する意思はなく、錯誤による契約の無効を主張することができます。それは、電子契約法第3条においては、事業者が確認を求める措置（確認画面、訂正画面）を講じていなければ、錯誤による契約の無効を定めているからです。また、延滞金も法外で違法なものです。

なお、プロバイダーが、サイト運営業者に個人情報を提供することはないので業者が勤

務先等へ請求することはできません。これ以上個人情報を知らせると新たな請求につながるため、相談者は、業者に連絡をせず、業者からのメールにも応じないようにしてください。

ネット上のサイトを閲覧するときは、規約等に必ず目を通してください。また、登録申込み画面等は、トラブル防止のためプリントアウトするなど証拠を残しておくことも大事なことです。

## 悪質リフォーム業者に注意!

「無料で点検します。」と言って住宅を訪問し、点検後に「土台が腐っている、すぐに修理しないと家が傾く。」などと不安感をあおり、リフォーム工事を勧めてくる悪質な訪問販売が増えています。

被害にあわないためには、

- ・契約はその場でせず、慎重に。必要な工事かどうか、家族や信頼できる人に相談しましょう。工事が必要な場合も複数の業者から見積りをとるなどしましょう。
- ・契約を急がせたり、次々と契約をさせたりする業者には要注意!
- ・契約してしまっても、クーリング・オフ期間内(8日間)であれば無条件解約できます。
- ・わからないことや困ったことがあった場合は、最寄の消費生活相談窓口にご相談ください。

# ●●● 契約ってなあに？ ●●●

私たちの日常生活は、契約に埋もれていると言っても過言ではなく、知らず知らずのうちにいろんな契約とかかわっています。

では、日常生活における契約にはどのようなものがあるのでしょうか。

次のうち、契約といえるのはどれでしょう。

- アパートを借りる
- コンビニでパンを買う
- バスに乗る
- 銀行でお金を借りる
- 友だちと野球の約束をする

【答え 1, 2, 3, 4 は契約であり、 5 は契約ではなく約束です。】



## 契約の成立

契約は申込と承諾（意思の合致）によって成立します。また、**1** と **2** は通常、契約書を作成し、**3** と **4** は契約書を作成しません。しかし、いずれも契約は成立しています。つまり契約は口頭でも成立します（契約書がなくても成立する。）。では、契約書の必要性とは何なのでしょう。

## 契約書

（合意書、念書----名称はこだわらない）

契約したことを文書化したものが契約書です。契約書を作るのは確認行為で、後々にトラブルがあったとき、証明するため、証拠とするためです。また、契約書には、通常署名し、捺印します。では、印を押さなかった場合、押し忘れた場合、契約書の効力に影響があるのでしょうか。

## 印を押す

署名をすることは、契約書に書かれていることを確認したという意味を持ち、印を押すことは、更に確認した意味を強めることとなります。また、認印よりも実印のほうが証拠として強いと言えます。したがって、印鑑が押してなかったからといって、契約が無効になるものではありません。

## 契約と約束

契約は、するもしないもお互いの自由です。強制されるものではありません。しかし、一旦結んだ契約は守らなければなりません。双方が契約に縛られ相手の承諾なくして一方的に解約はできないのが原則です。一方、約束もお互いが守らなければなりません、両者には大きな違いがあります。

契約は、一方的な破棄等があった場合、被害を被った当事者を保護するに値するものを言います。たとえば、裁判所の力を借りて履行を強制できたり、あるいは違反があった場合損害賠償請求ができます。一方、約束は、破られた場合に腹立たしい感じはありますが、相手方に道義的な責任はあるものの、それだけにすぎません。

言葉を変えて言うならば、単なる取り決めが約束で、権利義務が発生する“法律上の約束”のことを契約と言います。

## 契約の解除

一旦成立した契約は、相手の同意がなければ一方的にやめることは、原則としてできません。しかし、契約の重要な部分について、思い違いがある場合や、公の秩序、または善良の風俗に反する契約などは無効です。また、脅迫されたり騙されたりして結んだ契約や、未成年者の契約などは取り消すことができます。訪問販売等により結んだ契約は、クーリング・オフ制度により無条件解約することができます。

## 契約するとき最も注意すること

契約をする場合は、その必要性について慎重に検討したうえで、信頼できる業者と契約するようにしましょう。

# 富山県くらしのアドバイザーのご紹介

富山県では、地域の消費生活向上のためのオピニオンリーダーとして活躍していただく「富山県くらしのアドバイザー」を設置しています。

平成17年4月から平成19年3月までの2年間の任期で、県内市町村の100名の方々に委嘱し、次のような活動を行っていただいています。

消費生活知識の普及啓発活動

地域住民の方々からの消費生活相談の受付、アドバイス等  
過大景品や不当表示の監視

また、くらしのアドバイザーの皆さんには、消費者啓発講座「くらしの相談会」を開催していただいています。「くらしの相談会」は、悪質商法による被害にあわないための方法、被害にあった場合の対処方法や相談先等について、消費者の皆さんに知識を身につけていただくための講座です。婦人会・老人会等各種団体の行事、地域行事等にあわせて開催しますので、皆様のご利用をお待ちしています。



## - 平成16年度くらしの相談会の参加者の声より -

自分は騙されないという自信があったが、身近に多くある悪質商法に驚いた。家族にも伝えたい。

留守番をしていると訪問販売や電話勧誘販売が多くあり、知識がなく不安だったが、参加して色々なアドバイスを聞くことができてよかった。

問合せ先 県庁生活文化課消費生活係 TEL : 076 - 444 - 3129

# 「とやまCO<sub>2</sub>削減ラベルキャンペーン」について

とやまCO<sub>2</sub>削減ラベルキャンペーン実行委員会

経済的でエネルギー消費効率に優れた家電製品の普及拡大を図るため、今年度から、家電製品のエネルギー消費効率の違いをラベルにより明示する「とやまCO<sub>2</sub>削減ラベルキャンペーン」を実施しています。

エアコン及びブラウン管式テレビの購入時には、このラベルを参考に、環境にも家計にもやさしい製品を選びましょう。

なお、このキャンペーンは、富山県のほか長野県、東京都、大阪府など全国16都道府県で実施されています。

- |      |   |
|------|---|
| 実施時期 | 夏季(6～8月)、冬季(11～1月)                              |
| 場 所  | 家電製品販売店   |
| ラベル  | 家電製品の省エネ性能を5段階で表示するとともに<br>販売価格と10年間の電気代の合計額を表示 |
| 対象品目 | エアコン、ブラウン管式テレビ                                  |

実行委員会(順不同)

富山県地球温暖化防止活動推進センター、富山県電機商業組合、富山県消費者協会、富山県生活協同組合連合会、グリーンコンシューマーネットワークとやま、富山県

ENERGY-SAVING

AAA AA A B C

省エネ基準達成率100%以上 100%未満

この商品の省エネ性能は?

**AAA**

メーカー名 機種名

省エネ基準達成率 年間消費電力量  
217% 180kWh/年  
目標年度 2004年

販売価格+電気代で見てみると!

販売価格 120,000円(税込)

10年間の電気代 39,600円(目安)

合わせて見ると **159,600円**

省エネ製品の選択は地球温暖化を防ぎます。

2004年度版 全国省エネラベル協議会

問合せ先 実行委員会事務局(県庁 環境政策課内) TEL : 076 - 444 - 8727

Q

食品を買うとき、遺伝子組換え食品を見分けることはできますか？

A

遺伝子組換え食品には、表示が義務付けられています。

## 表示の仕組み

一括表示の原材料又は名称の部分に  
カッコ書きしてあります。

名称	
原材料	大豆(遺伝子組換え)
内容量	300g
賞味期限	年 月×日
保存方法	要冷蔵、10 以下で保存
製造者	食品株式会社 富山県

## 表示の内容

- ・「遺伝子組換え」……  
IPハンドリング\*された遺伝子組換え農作物を  
原料として使用
- ・「遺伝子組換え不分別」……  
IPハンドリング\*されていない農作物を原料と  
して使用
- ・「遺伝子組換えでない」、何も表示がない……  
IPハンドリング\*された非遺伝子組換え農作物  
を原料として使用

\*：IP(Identity Preserved)ハンドリングとは、遺伝子組換え農作物  
と非遺伝子組換え農作物を生産・流通及び加工の各段階で混入しない  
ように管理し、そのことが書類などで証明されていること。

問合せ先 食品表示110番  
TEL 076-444-8484

(括弧内は内線)

消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター..... 076-443-2047

富山市新桜町7番38号(富山市役所本庁舎内)

大沢野総合行政センター... 076-467-5810

大山総合行政センター..... 076-483-1212

八尾総合行政センター..... 076-454-3114

婦中総合行政センター..... 076-465-2115

山田総合行政センター..... 076-457-2113

細入総合行政センター..... 076-485-9001

魚津市..... 0765-23-1003

滑川市..... 076-475-2111(323)

黒部市..... 0765-54-2111(163)

宇奈月町..... 0765-65-0211(244)

舟橋村..... 076-464-1121(21)

上市町..... 076-472-1111(140)

立山町..... 076-463-1121(261)

入善町..... 0765-72-1100(134)

朝日町..... 0765-83-1100(152)

砺波市..... 0763-33-1111

庄川支所..... 0763-82-1902

高岡市市民協働課..... 0766-20-1522

高岡市広小路7番50号

福岡町..... 0766-64-5333(1334)

氷見市..... 0766-74-8010

新湊市..... 0766-82-8236

小杉町..... 0766-56-1511(1208)

大門町..... 0766-52-6961

下村..... 0766-59-2101

大島町..... 0766-52-0065(205)

小矢部市..... 0766-67-1760(424)

南砺市..... 0763-23-2008

福野行政センター..... 0763-22-1101

井波行政センター..... 0763-82-1181

城端行政センター..... 0763-62-1213

福光行政センター..... 0763-52-1571

平行政センター..... 0763-66-2132

上平行政センター..... 0763-67-3212

利賀行政センター..... 0763-68-2112

井口行政センター..... 0763-64-2212

## 富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 (076)432-9233

消費者金融相談 (076)433-3252

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時

(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

## 富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

消費生活相談、消費者金融相談

(0766)25-2777

## 富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けてます。

(076)432-5690 午前9時～午後4時